

江戸時代の a 有力な商人の家における相続 は、b 武士の家とくらべて どのような特徴をもったか。上の文章に見られる c 長男の地位にふれながら、5 行以内で述べよ。

(1) 家の財産は、ご先祖よりの預かりものと心得て、万端わがままにせず、子孫へ首尾よく相続するように、朝暮心掛けること。

商家にとって大切なことは、
財産を減らさずに子孫に相続する こと。

なぜなら

(2) 天子や大名において、次男以下の弟たちはみな、家を継ぐ長男の家来となる。下々の我々においても、次男以下の者は、長男の家来同様の立場にあるべきものだ。

武士の家 = **長男が相続する**

商家 = **長男が相続する**

(3) 長男については、幼少のころから学問をさせること。ただし、長男の成長が思わしくないときは、これに相続させず、分家などの間で相談し、人品を見て適当な相続者を決めるように。

長男の成長が思わしくない場合、つまり
経営者としての資質・能力に欠けている 場合は

次男以下の優秀な兄弟

に相続させた。

(4) 血脈の子孫でも、家を滅亡させかねない者へは家の財産を与えてはならない。このような場合には、他人でも役に立ちそうな者を見立て、養子相続させること。

血のつながった人物に適任者がいない場合は

他家からの養子

に相続させた。

(5) 女子は他家へ嫁がされるものだ。親の家に暮らす子供のうちから気ままに育てられると、嫁ぎ先の家で辛抱することができなくなり、これがついには離縁されるもとなる。親元で厳しくされれば、他家にいるほうがかえって楽に思えるようになるものだ。

女子は **他家に嫁ぐもの** として

相続権を認められなかった

有力な商家でも武家と同様に **長男が相続すること** が原則であった。

しかし武家の財産が **家禄として固定** されている ← ヒント「足高の制」

のに対して、商家の財産は **経営状態によって変化(増減)** するため、← 武家との差異を強調!

長男が **経営者としての資質・能力に欠けている** 場合には **次男以下の優秀な兄弟** や

他家からの養子 が相続することもあったが、

女子は **他家に嫁ぐもの** として **相続権を認められなかった(相続権の対象外とされた)。**